

## 2.3 地域活性化における建設業の役割と課題

### はじめに

我が国の建設投資は、1992年度の約84兆円をピークに、およそ20年にわたって、長期低落傾向を続けており、この間地域の建設企業は、需要の減少だけでなく、地域金融機関の再編や高齢化・若年人口の減少による担い手不足等、多くの経営課題に直面した。一方こうした中で、新規分野への進出等を足掛かりとした地域活性化に活路を見出す動きも見られた。本調査研究においては、地域活性化において建設業が果たせる役割を紹介するため、「離島」「地場資材の活用」「指定管理者制度」という3つの切り口を設定し、地域活性化を論じることとした。

まず「離島」では、水産業や林業といった他産業を巻き込んでの地域活性化へのアプローチについて考察した。これは、島全体の活力が島内の建設投資の勢いに及ぼす影響が小さくないという地理的状況にも鑑み、建設業という特定の産業振興のみならず島内の他産業にも携わることが重要であると考えたためである。離島という地理的条件の下では、産業あるいは企業の数も限られている中、建設業がオールラウンドに活躍できる可能性があり、地域経済圏における建設産業の役割の大きさを訴えるに当り好事例だと思われる。ここでは「建設トップランナー倶楽部」の幹事企業のひとつである株式会社吉崎工務店の取組を紹介する。

次に「地場資材の活用」では、地元の木材を積極的に活用する事例を紹介することとした。特に戸建て住宅の分野においては木造の占める割合は大きく、資材調達を中心に建設業と林業の関りがある。そのため、戸建てを主力として建設業に携わる企業にとっては、本業に関連する領域の中で、より川上にある林業も振興させつつ、地域活性化に貢献できる事例であると考えた。ここでは、一般財団法人建設業振興基金「中小・中堅建設業の新分野進出・新市場進出事例」において紹介された、株式会社高砂建設の取組を紹介する。戸建て住宅の建築において、地元の木材を積極的に活用し、林業の振興を通じた地域活性化に取り組んでいる事例である。

最後に「指定管理者制度」では、建設業に携わる企業の指定管理者制度参入の可能性を探った。2003年に地方自治法の改正により創設された「指定管理者制度」は、地域社会における民営化の手法としてだけでなく、建設企業の有するノウハウやネットワークを生かせる分野としても当時から注目されていた。本節では、本制度について、2019年に実施された総務省調査を基に現状を分析するとともに、事例として、特定非営利活動法人を含むコンソーシアムによって公の施設の管理を行っている和歌山県の「紀の国はまゆう」を取り上げる。

本節の執筆に当っては、株式会社吉崎工務店、株式会社高砂建設、和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課、弘安建設株式会社、紀の国はまゆうより、現地の貴重な情報やご意見をいただいた。ここに、深く感謝の意を表したい。

### 2.3.1 離島における地域の建設企業の取組

#### (1) 隠岐の島町の概要

ここでは離島における建設企業の取組事例を紹介するが、その前に離島に関する現況について触れたい。離島に関する法整備としては離島振興法などがあるが、近年制定されたもので、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（有人国境離島法）というものがある。これは、日本の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的に、2016年4月に制定された法律のことで、2017年度からは有人国境離島法に基づく施策を推進するために特定有人国境離島地域社会維持推進交付金制度が運用されている<sup>1</sup>。2019年度においては8都道府県・15地域・71島を対象に、合計50億円が交付されている<sup>2</sup>。この交付金による事業イメージは以下のとおりである。

##### ①運賃低廉化

離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路についてはJR運賃並、航空路については新幹線運賃並への引き下げ

##### ②物資の費用負担の軽減

農水産物（生鮮品ほか）全般の移出に係る輸送コストを低廉化

##### ③雇用機会の拡充

民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、運転資金を支援（重要な取組は最長5年支援）

##### ④滞在型観光の促進

「もう一泊」してもらうための旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減

の4つが挙げられており、主な成果としては、特定有人国境離島地域において、

- ・人口減の抑制（法施行前の水準に比べ社会減の大幅な改善）
- ・新規雇用者数の増加（2018年度末までに815人の雇用を創出）
- ・観光客等交流人口の拡大（各地域における観光関連指標が改善）

<sup>1</sup> 内閣府「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（概要）」及び内閣府総合海洋政策推進事務局有人国境離島法政策推進室「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金制度概要」による。

<sup>2</sup> 内閣府「令和元年度 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 交付決定済内訳」（2019年10月）による。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の交付対象地域のひとつに、島根県の隠岐諸島が挙げられる。隠岐諸島が属している隠岐郡には海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町があるが、その中で最大の市区町村が隠岐の島町である。図表 2-3-1 に示すのは 2015 年に行われた国勢調査のうち隠岐郡の人口を示したものであるが、隠岐の島町が隠岐郡の人口の約 7 割を占めていることがわかる。

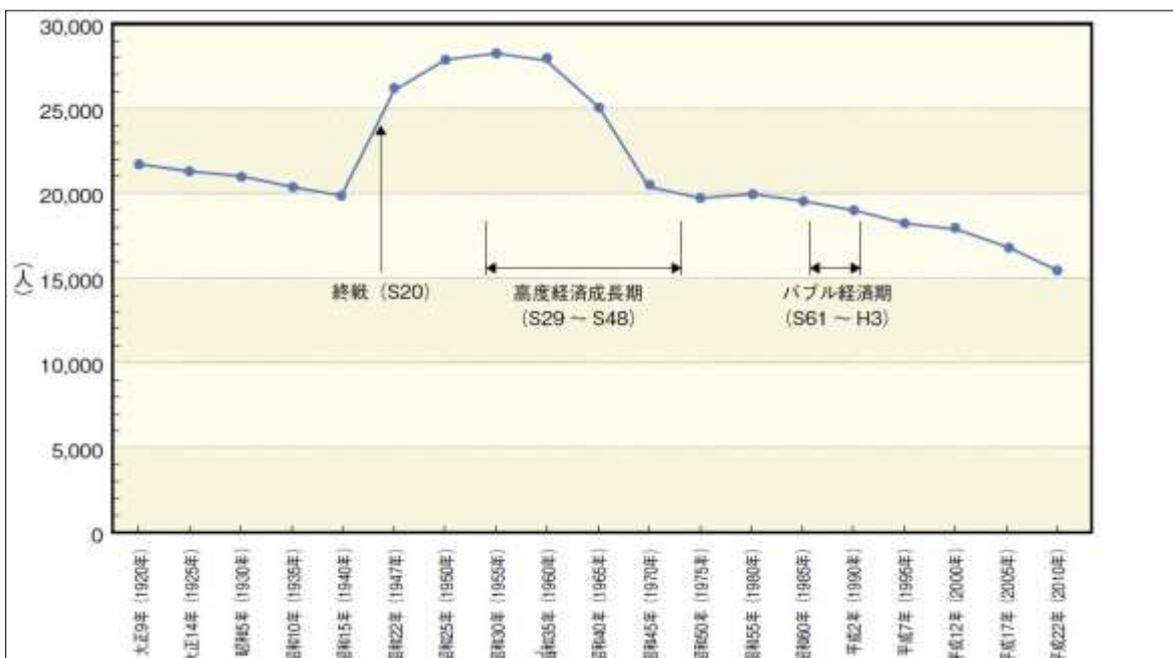
図表 2-3-1 隠岐郡の人口（2015 年、単位:人）

海士町	2,353
西ノ島町	3,027
知夫村	615
隠岐の島町	14,608
隠岐郡	20,603

(出典) 総務省「2015 年国勢調査」を基に当研究所にて作成

隠岐郡最大の面積、人口を誇る隠岐の島町も、近年は人口減少に直面している。図表 2-3-2 に示すとおり、1955 年には 28,000 人を超えていた隠岐の島町の人口も、高度経済成長期以降は減少傾向にある。直近の 2015 年の国勢調査では 14,608 人と、最も町内人口の多かった 1955 年の 28,353 人から約半減したことがわかる。

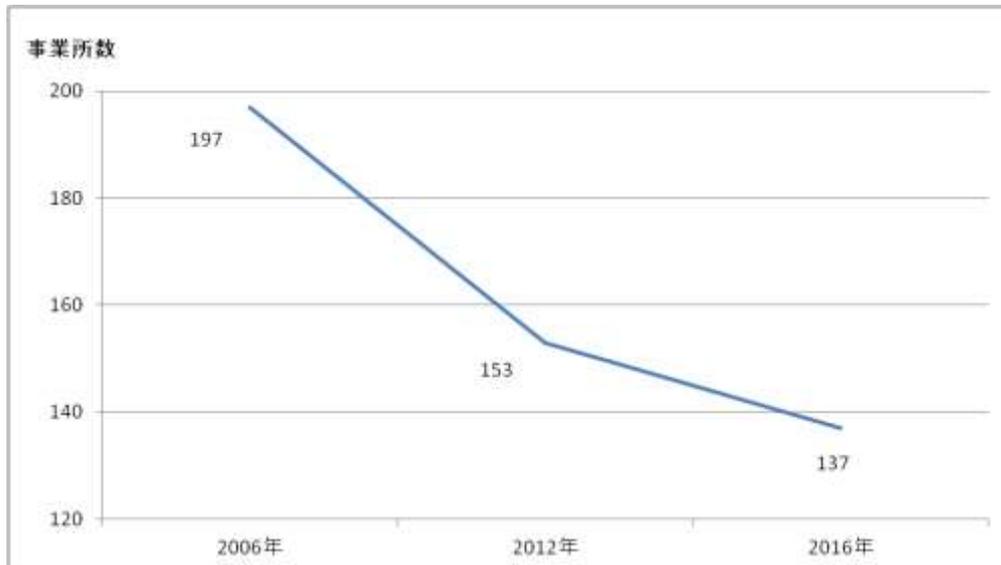
図表 2-3-2 隠岐の島町の総人口の推移



(出典) 隠岐の島町「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」(2015年11月)

人口の減少に伴い、町内の建設業の事業所数も減少しており、図表 2-3-3 に示すとおり、2006年には197あった事業所数が2016年には137と約3割減少していることがわかる。

図表 2-3-3 隠岐の島町の建設業（産業大分類）の事業所数の推移

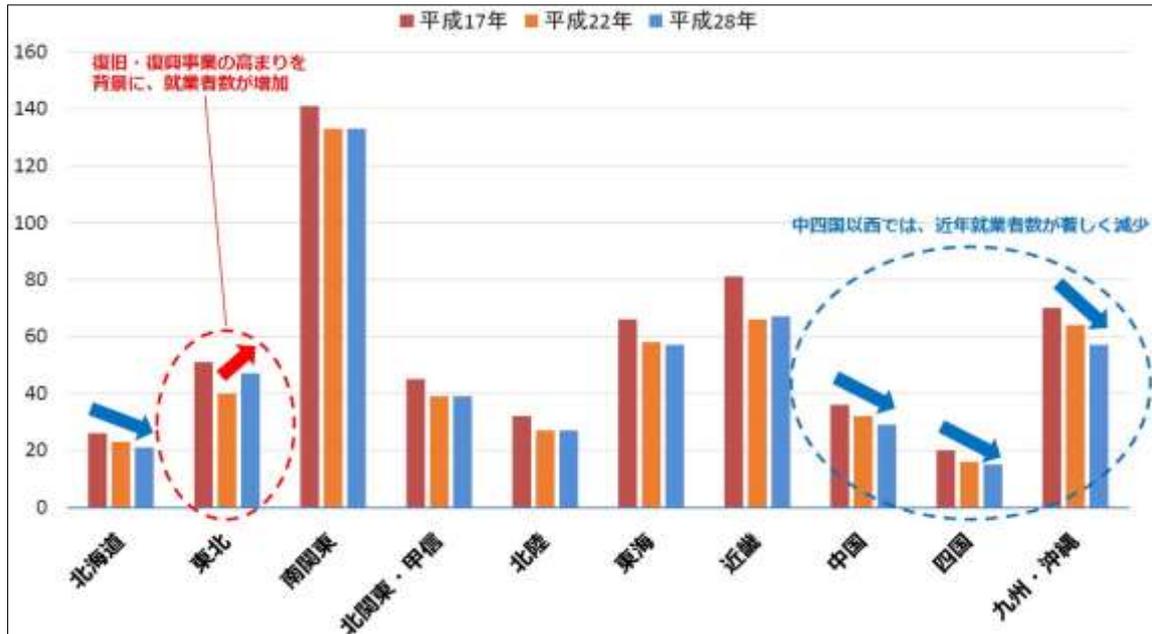


（出典）2006年については「事業所・企業統計調査」、2012年・2016年については「経済センサス」を基に当研究所にて作成

さらに、建設業の担い手たる就業者については、高齢化が喫緊の課題となっており、新規入職者の確保が重要な課題であるが、図表 2-3-4 に示すとおり、地域によって就業者数の増減の特徴は異なる。中四国以西の地方では、2005年より一貫して建設業就業者の減少が続いており、隠岐の島町のみならず中国地方全域で長期的な担い手の減少傾向に直面していることがわかる。

以上のように隠岐の島町の建設業の事業所数のみならず、中国地方全体における建設業の就業者数も減少傾向にあり、近年全国的に就業者構造を含めた建設業のあり方について今後の不透明感が指摘されている現況の中で、隠岐の島町も例外ではないようである。

図表 2-3-4 地域別の建設業就業者数の推移



(出典) 国土交通省 第1回建設産業政策会議地域建設業ワーキンググループ「地域建設業を取り巻く現状・課題」

## (2) 隠岐の島町の活性化における建設業の取組（水産業）

将来的により厳しい局面を迎える可能性もある中、隠岐を活性化させるための施策に取り組む企業もある。島根県隠岐の島町にある株式会社吉崎工務店は創業から100年以上を数え、隠岐空港の滑走路新設工事を手掛けるなど、隠岐の島を代表する建設会社のひとつである。建築事業に強みを持ち、一般の住宅や公共施設のみならず、神社などの歴史的な建造物を手掛けているほか、道路の舗装など土木事業も手掛けている。

吉崎工務店では建築部門、土木・製造部門のほかに、食品部門を擁している。食品部門には農業部門と水産部門があり、農業部門ではしいたけや野菜の生産、販売を行い、水産部門ではサザエやバイ貝の加工、販売を中心に手掛けている。隠岐は建設業と水産業が盛んな地域であり、これは国勢調査の結果にも表れている。建設業の就業者数の割合は島根県全体では9.0%であるのに対し、隠岐の島町では12.1%にのぼり、漁業の就業者数の割合は島根県全体では0.8%であるのに対し、隠岐の島町では6.4%にのぼる<sup>3</sup>。この豊かな水産資源を有効に活用するために、吉崎工務店では地元隠岐の島近海で採れたサザエやバイ貝といった新鮮な魚介類を地元の漁師から仕入れ、加工したうえで全国に出荷している。安定した買い付けは地域の漁業の安定につながっているようである。

<sup>3</sup> 総務省「2015年国勢調査」産業(大分類)、男女別15歳以上就業者数及び産業別割合による。

図表 2-3-5 吉崎工務店にて取り扱うサザエ（左）とバイ貝（右）



(出典) 吉崎工務店ウェブサイト

本業の建設業に並ぶ規模にはまだ育っていないものの、そもそもこの食品部門の成り立ちは、本業と同程度の収益を得るためというよりも、地元の漁業の活性化や建設投資額が下がった時期に従業員の生活を守るために利益を確保する手段を模索する意味合いが強かったため、たとえ大きな収益にはならなくとも、今後も継続していきたいとのことであった。

### (3) 隠岐の島町の活性化における建設業の取組（林業）

吉崎工務店は建設トップランナー倶楽部の幹事企業である。建設トップランナー倶楽部については建設経済レポート No.66 でも触れられているが、全国の若手建設企業経営者が中心となり 2006 年に立ち上げられた産学官ネットワークである。例年、「建設トップランナーフォーラム」を主催しており、直近の 2019 年に開催された第 14 回フォーラムでは、日本青年会議所建設部会や全国建設業協会、建設業振興基金を含む多数協会等の後援のもと、国土交通省や農林水産省も参画し、各企業の先駆的な取組の発表や意見交換などが行われている。建設経済レポート No.66 では発行時で直近の 2015 年第 10 回フォーラムまでを紹介したが、その後も継続してフォーラムが開催されている。各フォーラムのテーマは以下のとおりである。

- ・ 2016 年（第 11 回）… 「激化する豪雨と戦う地域建設業」
- ・ 2017 年（第 12 回）… 「地域建設業は想定外の災害にどう備えるか」
- ・ 2018 年（第 13 回）… 「地域のインフラメンテナンス～第 4 次産業革命の胎動～」
- ・ 2019 年（第 14 回）… 「原点回帰—複業で地域 を支える」

吉崎工務店は第 12 回フォーラムにおいて、「農林水産業再生による隠岐島の保全」というテーマで講演を行ったほか、2019 年 2 月に行われた第 3 回建設業と農林水産業の連携シンポジウムという、農林水産省と建設トップランナー倶楽部が主催のシンポジウムにおいて、隠岐の

クロマツ再生プロジェクトを紹介している。このプロジェクトでは、吉崎工務店が隠岐の島のクロマツを用いた家具を作成・販売しており、この経緯について紹介したい。

隠岐の島は総面積の8割を森林が占める林業の盛んな地域であり林業に従事する就業者も多い。直近の国勢調査によると、隠岐の島町の就業者のうち林業に従事している者の割合は0.90%であるが、これは全国平均の0.11%を大きく上回っている<sup>4</sup>。吉崎工務店は隠岐の島を代表する神社の施工を手掛けたことからわかるように、木造建築に強みがあり、現在も住宅の建築資材等について地場のクロマツの資材を用いる機会が多く、古くから隠岐の島の林業と密接な結びつきがある。林業も盛んな隠岐の島であるが、1970年台頃から松くい虫の被害が見受けられるようになった。この松くい虫の被害にあうと、本来松の中でも特に建築資材に適しているとされているクロマツでも強度が弱まってしまうため、建築資材としての使用は避けられてしまうこととなり、結果的に隠岐の島の林業に大きな影響を与えていた。吉崎工務店にとり、隠岐の島の林業が衰退し、主力の建築資材であるクロマツの確保に支障が生じることは自社の事業にも影響を与えるため危機感を感じていた折、隠岐の島の材木店より松くい虫の被害の状況を知ったため、松くい虫の被害にあった木材を活用し、再生するプロジェクトを始めることとした。このプロジェクトでは、松くい虫の被害を受けたクロマツが、建築用の資材としての強度は満足できるものではないものの、家具として使う分には十分な品質のものであったため、吉崎工務店で家具に加工し、販売することによって得られた利益を松くい虫に耐性のあるクロマツの造林事業に還元する計画を立てている。隠岐の林業を再生するプロジェクトである。現在は地元の雑貨店のほか、東京の家具店などでこれらの商品が取り扱われているが、プロジェクトの性質上販路の急速な拡大を目指しているというわけではないとのことであった。

図表 2-3-6 クロマツ再生プロジェクトで作成された家具



(出典) 第3回建設業と農林水産業の連携シンポジウム資料及び吉崎工務店提供資料

<sup>4</sup> 総務省「2015年国勢調査」産業(大分類)、男女別15歳以上就業者数及び産業別割合による。

#### (4) 足元の課題と取組について

吉崎工務店への取材では、地域活性化につながる取組のほかにも様々なお話を伺うことができた。まずは昨今取り上げられることの多い担い手確保の問題であるが、隠岐の島町においても建設業界への新規入職者の確保に苦勞することがあるとのことであった。隠岐の島町では人口の将来展望として2060年に1万人以上の人口の維持とバランスの取れた人口構造を目指すため3つの施策を推進することとしているが、そのうち2つはUIターン<sup>5</sup>の施策となっており、隠岐の島町全体の流れとしてUIターンを重視していることがわかる<sup>6</sup>。吉崎工務店でもUIターン人材を積極的に採用するため、隠岐の島にUIターンをして働くことを考えている人たちに向けた情報発信やサポートを行っている。

また、件数は多くはないものの空き家のサポート事業も行っており、これは島内に家屋を所有しているものの、島外に居住しているなどの理由で頻繁に家屋の様子を確認することが困難な場合、吉崎工務店が代わりに家屋の状態の確認と報告を行い、要望があった場合には適宜修繕等を行うなど、所有者の代わりに家屋のメンテナンスを行う事業である。こちらの空き家のサポート事業については、収益性について大きく期待することは難しいが、島内の空き家の増加に伴い、ニーズが年々増えていくとの見方をしている。加えて隠岐の島は観光業が盛んであり、夏場には多くの観光客が訪れ島内の宿泊施設の稼働率も高まるため、空き家をゲストハウスとして活用すれば需要が見込まれるかもしれないとの話もあった。将来的には観光業等の他産業との協業や連携も視野に入れ、事業を継続していくとのことであった。

先述のとおり、吉崎工務店では神社などの歴史的建造物も手掛けているため、茅葺き屋根の保全事業にも力を入れている。例えば、隠岐の島町にある玉若酢命神社は、茅葺きの本殿などが国の重要文化財に指定されているほか、施設境内の八百杉が国の天然記念物にも指定されている神社であるが、吉崎工務店では約40年前から複数回、本殿を含む境内建物の葺き替え工事等保存修繕工事を行ってきた実績がある。会社自体は茅葺きを専門としているわけではないものの、今後とも質の高い茅葺きの保全技術を維持することを目的に、社内における茅葺き職人の技術向上を図り、自社の職人を一般社団法人日本茅葺き文化協会の開催する講習に参加させるなどの活動も行っている。

また、社会貢献活動の一環として、地元の小中学生向けに職業体験や、神社などと協力した文化財の改修現場の社会科見学も開催している。これは、小中学生といった若年層に隠岐の島で仕事をする事のやりがいや意義を伝えるほか、建設業の仕事がどのようなものなのかを伝える役目を果たしており、今後社会の担い手となる若年層が就職する際の接点となると考えられる。

<sup>5</sup> Uターン（都市部などに出た人が地元に戻る）Iターン（都市部などの出身者が地方に移り定住すること）の略

<sup>6</sup> 隠岐の島町「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」（2015年11月）による。

図表 2-3-7 随神門（奥）と八百杉（手前）



当研究所による撮影（2019年10月）

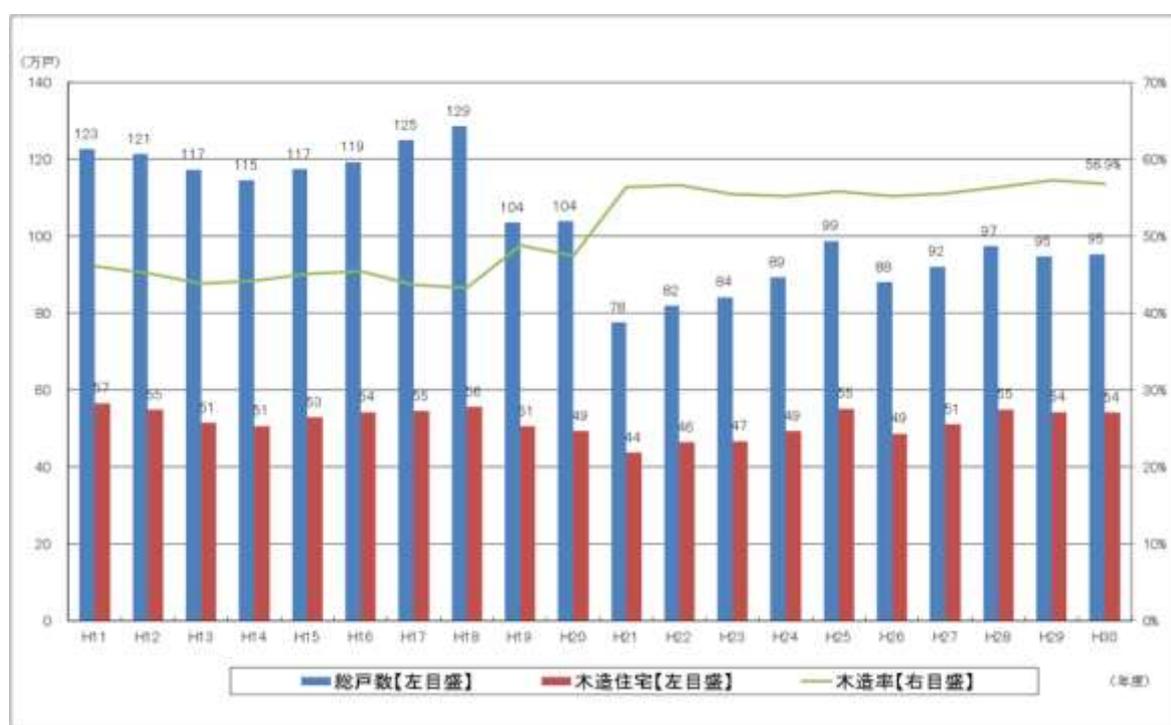
一口に「地域」と言っても地理的、人流・物流的な条件は大きく異なり、それは同じ都道府県内であっても場所により様々であるため、一括りに地域活性化のアプローチを定義することの難しさが伺えた。とりわけ離島については特有の事情や独自の魅力もあり、本土とは異なる目線で地域の活性化について考察する必要があると考えられる。また、これにともない建設業の果たせる役割やその可能性も多岐に渡るであろう。

## 2.3.2 地場の木材を活用する地域の建設企業の実績

### (1) 木造住宅の現況

日本の新設住宅は木造が多く、図表 2-3-8 に示すとおり、その割合は平成 30 年度において全国で 56.9%であったが、これは鉄筋コンクリート造の 26.1%や鉄骨造の 16.5%といった割合に比べ突出していることがわかる<sup>7</sup>。

図表 2-3-8 木造住宅の新設着工戸数の推移



(出典) 国土交通省ウェブサイト「2018年度 住宅経済関連データ」

<[http://www.mlit.go.jp/statistics/details/t-jutaku-2\\_tk\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/statistics/details/t-jutaku-2_tk_000002.html)>

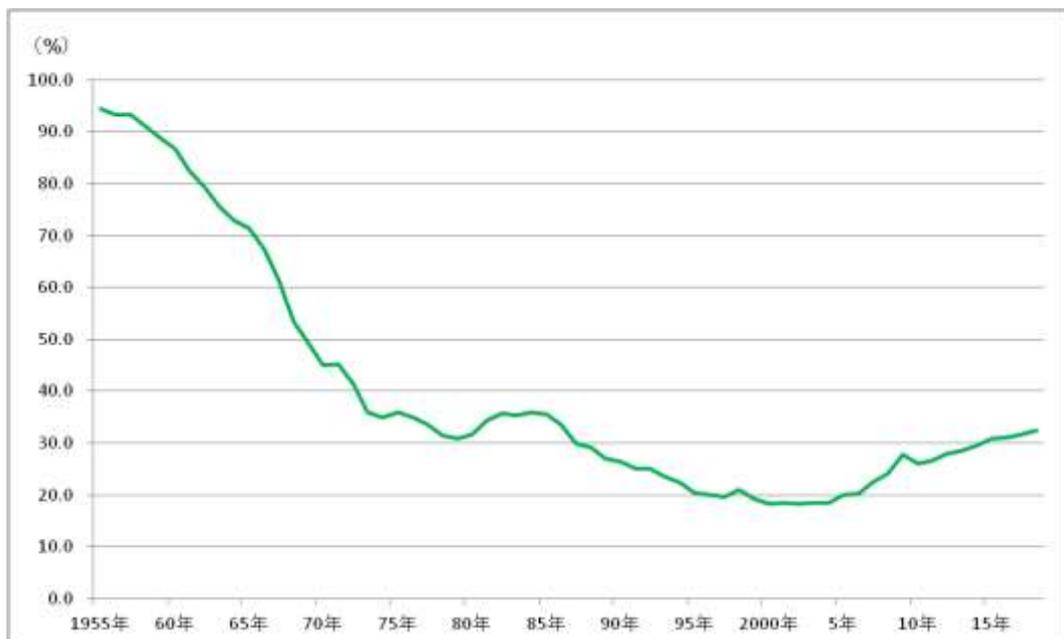
上の資料からも現在木造が住宅の新設着工の構造種別において最も普及していることがわかるが、木造建築の用材<sup>8</sup>となる木材の生産については、図表 2-3-9 に示すとおり長らく自給率が減少傾向にあった。しかし、2000年に18.2%を記録して以降徐々に持ち直し、2005年頃から増加に転じている。近年になり自給率が持ち直している用材であるが、用材の輸送にともない排出される二酸化炭素等の温室効果ガスを考慮すれば、概して使用場所（建築現場）付近で

<sup>7</sup> 国土交通省建築着工統計調査のうち「（新設住宅）利用関係別、構造別、住宅の種類別／戸数、床面積」による。

<sup>8</sup> 材木のうち燃料材以外のもの。製材用、パルプ・チップ用、合板用などが含まれる。柱や梁に用いられる木材は製材用材となる。

調達の方が環境への負荷は少なく済む。さらに、国外からの輸入に頼らないことは、国内の林業の衰退の防止にもつながることから、国産の製材用材を用いた家づくりを行うことは地域の活性化に結び付く取組であるといえる。地場の木材を用いて住宅を建てるのは東京などの都市圏では難しいと考えられる場合が多いと思われるが、実は都市圏であっても少し足を伸ばせば良質な木材を採取できる森林にアクセスすることができる。本節では地場の用材を用いた住宅を取り扱っている、埼玉県蕨市にある株式会社高砂建設の各種取組を紹介したい。

図表 2-3-9 用材の自給率の推移



(出典) 林野庁「木材需給表」を基に当研究所にて作成

## (2) 地場の木材を活用する取組

1975年創業の高砂建設は、創業以来質の高い建物づくりを追及しており、その中で高气密、高断熱、そして高い耐久性を目指した住宅を建てるために最も適した木材は何かを研究した結果、30年程前に地元の西川林業地で生育している西川材が製材用材として最も適しているのではないかという結論に至った。以後、高砂建設では木造住宅の建設においては基本的に西川材を用いることとし、高砂建設が使用している材木のうちおよそ9割程度が西川材であるという。

この西川材が生育している西川林業地は、埼玉県飯能市に位置し、古くから良質な材木の産地として有名な林業地であるが、地主1人当りの所有面積が比較的小さいため、手入れが行き届いていることが良質な材木を提供できる理由のひとつとして挙げられる。地場の木材を積極的に用いた事業は高く評価されており、2010年度には国土交通省より「地域材活用木造住宅

振興事業」に選定されている。地場の木材を用いることは地域の林業の活性化につながる取組であるが、これを可能にしているのは、西川材が安全や品質の面の条件を十分に満たしているからである。例えば、木造住宅においては耐震強度の確保が重要な課題となるが、高砂建設では西川材の強度と職人の技術をうまく生かすことによって、自社の建設する木造建築において耐震等級3を標準とすることを可能にした。耐震等級3とは、建築基準法の定め1.5倍の耐震強度でも倒壊、崩壊しない耐震強度である。強固な耐震強度を実現させるために、いくつかの建物の基礎において一般的に用いられているものよりも太い鉄筋を用いたり、構造材として使用する木材について機械乾燥ではなく自然乾燥することにより、木材の強度を維持しつつ含水率を下げたりするなどの工夫を行っている。

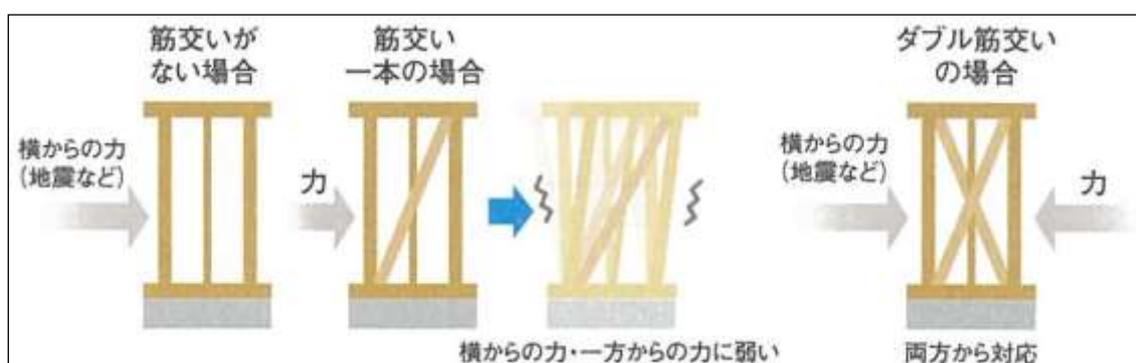
図表 2-3-10 西川材を用いた躯体



(出典) 高砂建設提供資料

建物の構造の面でも様々な工夫がなされており、たとえばプレカット材での接合のみよりも強固な耐震性を実現するため、図表 2-3-11 に示すようにダブルで筋交いを入れて強度を高めた耐力壁を採用している。

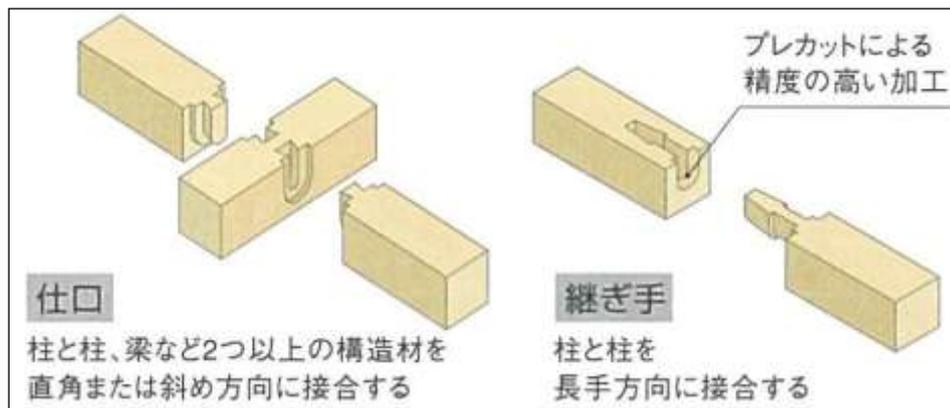
図表 2-3-11 プレカット加工された西川材の接合部分



(出典) 高砂建設提供資料

仕口、継ぎ手といった接合部に関しては、精密機械によるプレカット加工と職人による仕上げ加工を組み合わせることで高い強度を生み出している。仕口、継ぎ手の概要については、図表 2-3-12 に示すとおりである。

図表 2-3-12 プレカット加工された西川材の接合部分



(出典) 高砂建設提供資料

上述のとおり、木造建築においては柱や梁に使う木材のプレカットの精度も重要であるゆえ、プレカットについては西川材に精通している地場の協同組合に行ってもらうことで、品質の高いプレカット材を入手することとしている。また、さらに川上にまでアプローチし、実際に木々を伐採する林業従事者と密にコミュニケーションを取り、求める木材の品質についての理解を深めてもらったほか、樹齢により太さの異なる木々をそれぞれどのような用途で使用するのが適切か（柱、角材など）を把握し、それぞれの用途で必要とされる強度を満たし得る木材を効率良く伐採するようにしている。

西川材を用いた住宅は、先に述べたように木造でありながら高い耐震性を有しているだけでなく、その他温熱環境や維持管理性についても高い性能を誇っているが、その実績が評価され、2008年度には「超長期住宅先導的モデル事業」に、2009年度には「長期優良住宅先導的モデル事業」に、2010年度には「長期優良住宅・先導事業」に選定されている<sup>9</sup>。2010年度にはその他に「既存住宅流通活性化等事業」にも選定されている。

<sup>9</sup> 「超長期住宅先導的モデル事業」、「長期優良住宅先導的モデル事業」、「長期優良住宅・先導事業」は、国土交通省が実施した長期優良住宅先導事業として独立行政法人建築研究所により評価を受けたものである。

### (3) 地域活性化のための取組

建設製材用材として地場の木材を活用すること自体が地域の活性化に結び付く取組ではあるが、高砂建設ではさらに一步踏み込んだ地域の活性化のための取組を行っているので、ここではその一部を紹介したい。

まずは西川林業地の保全活動である。高砂建設では現在年間約 100 棟手掛けており、年間で約 5,000 本の西川林業地の木を伐採しているが、その 3 倍に当たる約 15,000 本の植林を行うことで、森林の環境を保全すると同時に長期的に事業を継続できるよう取り組んでいる。さらに、図表 2-3-13 に示すとおり、適切な手入れ・伐採を行うことで、森林の環境改善も行っている。本節の冒頭で言及したように、木造住宅を建てる際近隣で伐採した木材を用いることで、建設場所への移動に係る二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を遠方から木材を運んでくるよりも減らし、環境への負荷を軽減する働きが期待できるが、高砂建設においては、輸送時に排出される二酸化炭素は、海外から運んだ木材で家建てる場合の約 1/3 で済むと算出しており、1 m<sup>3</sup> 当たり約 4,330kg の二酸化炭素が削減されるとのことである<sup>10</sup>。

図表 2-3-13 伐採による環境改善の様子



(出典) 高砂建設提供資料

高砂建設では伐採した木材を無駄なく活用するための活動にも取り組んでおり、西川材を柱や梁、床材といった構造材や内装材として使うだけではなく、それらの用材を切り出すときに発生する端材を利用した集積材や建築製材用材としては満足いく品質には満たない間伐材を、机や台などの家具の作成で活用する取組を行っている。西川材を余すことなく使えるだけでなく、木造注文住宅という本業との相性も良く、地産地消による地域の活性化に資する取組であると考えられる。

<sup>10</sup> 40 坪程度の住宅 1 棟をさいたま市内で建設した場合の試算。

以上のように、事業の川上に位置する森林資源の保全活動も行っている高砂建設であるが、西川材の伐採やプレカットの加工の現場を地元の子どもたちやその家族の方に見学してもらうツアーも開催している。このツアーは「ふるさとふれあい紀行バスツアー」と名付けられており、高砂建設で用いられる製材用材のプレカットをしている協同組合のフォレスト西川と、西川林業地の林業の方の協力のもと行われている。西川材とはどのような場所で伐採された木材であるのか、またどのような工程を経て建築資材となっているのかを見学できるツアーで、毎年5月頃に開催されており、前回の2019年の開催で通算20回開催されている。ツアーの参加者は年々増加しており、前回のツアー参加者は関係者を除いて約250名に達し、大型バス6台を貸し切る大規模なものとなった。もともとはこのように大規模な見学ツアーを定期的で開催していたわけではなく、希望する顧客向けに情報提供の一環としてプレカットの加工現場を見てもらい、家を購入するに当たっての参考としてもらうなど、今より小規模なものであったが、口コミなどでこのツアーの良さが広まりここまで大きなツアーとして開催されるようになったとのことである。このツアーは参加者を限定しておらず、できるだけ多くの希望者の方に参加してもらい、西川材の良さを実感してもらい、子どもたちにも楽しんでもらいたいとの思いで続けているとのことであった。また、高砂建設で使われている西川材はどのように伐採されているのか、そしてどのようにプレカットされ加工されているのかを見ることができれば、すでに高砂建設で家を建てた人は自分の家に愛着を持てるようになり、これから建てる人にとっては、建物の資材として使用される木材を自分の目で確認することは安心につながる。それゆえ、このツアーの参加者の顔ぶれは多様で、すでに高砂建設で家を建てた人や現在建てている最中の人、そしてこれから家を建てるか否か検討している人など、様々な参加者がいるようである。地域の子どもたちに興味を持ってもらうという意味でもCSR活動につながる取組ではあるが、特定の部署が企画運営しているわけではなく、会社全体で協力して行っている活動であるとのことであった。

図表 2-3-14 見学ツアーの様子



(出典) 高砂建設ウェブサイト

地域における雇用の創出にも取り組んでおり、地元の授産施設へ端材・間伐材を無償で提供し、コースターなどのノベルティグッズを作成してもらい、それを購入する活動も行っている。

図表 2-3-15 ノベルティグッズのコースター



(出典) 高砂建設提供資料

### (4) 今後の展開について

最後に、今後の展開等について伺った話を紹介したい。現在、高砂建設では都内や埼玉県内を中心に、千葉県や神奈川県などでも工事を手掛けているが、やはり家を建てる際には今でも口コミや紹介などのつながりを参考にする人が多いようであるとの話であった。2018年には国土交通省によりLCCM<sup>11</sup>住宅に認定され、同社が強みとしてきた耐震性のみならず、二酸化炭素の排出削減などによる建物のサステナブル性が認められる形となった。

現在同社の主力事業は木造の戸建て住宅であるが、今後は今まで培ってきた木造建築の技術を生かし、公共や準公共施設といったより大型の木造施設の建設も視野に入りたいとのことであった。木材のプレカットそのものは全国的に普及している技術ではあるものの、建築製材用材として用いるには一定の技術が必要であるため、特に大型の木造建築物を建設する場合は技術の蓄積が必要であろうとのことであった。木造建築は、一般的にその構造体的特徴として、鉄筋造などと比べ、木材は一本一本異なるため耐火や耐震の認定を取るのが難しいとのことであった。

<sup>11</sup> Life Cycle Carbon Minus の略。建設から居住、解体に至るまで、どの程度の二酸化炭素を排出するかを算定し、それらを上回るエネルギーを省エネ創エネにより生み出すことで、その建物のライフサイクルにおける二酸化炭素の排出量がマイナスになることを示す。

### 2.3.3 指定管理者制度における地域の建設企業の取組

#### (1) 指定管理者制度の概要

建設業と地域活性化の親和性の高さを考えたときに、施設の維持・修繕などが挙げられるが、建設業の知見をうまく生かせる制度として、PFI や指定管理者制度といったものがある。PFI とは国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法であり<sup>12</sup>、指定管理者制度とは、2003年9月に設けられた制度で、多様化する住民ニーズに対し効果的、効率的に対応することを目的に、公の施設の管理において民間の知見を活用する制度である<sup>13</sup>。このうち指定管理者制度の対象は各地方公共団体の管理する施設で、総務省が2018年4月に行った、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」によると、都道府県で6,847施設、指定都市で8,057施設、市区町村で61,364施設あった。各地方公共団体の管理する施設は公園や水道施設など様々あり、上記の調査においては施設の内容を以下のとおり区分している。

##### 1. レクリエーション・スポーツ施設

体育館、武道場等、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、海水浴場、宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、キャンプ場、学校施設（照明管理、一部開放等）等

##### 2. 産業振興施設

産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等

##### 3. 基盤施設

公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、港湾施設（漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等）、霊園、斎場等

##### 4. 文教施設

図書館、博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等）、公民館・市民会館、文化会館、合宿所、研修所（青少年の家を含む）等

##### 5. 社会福祉施設

病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館等、保育園等

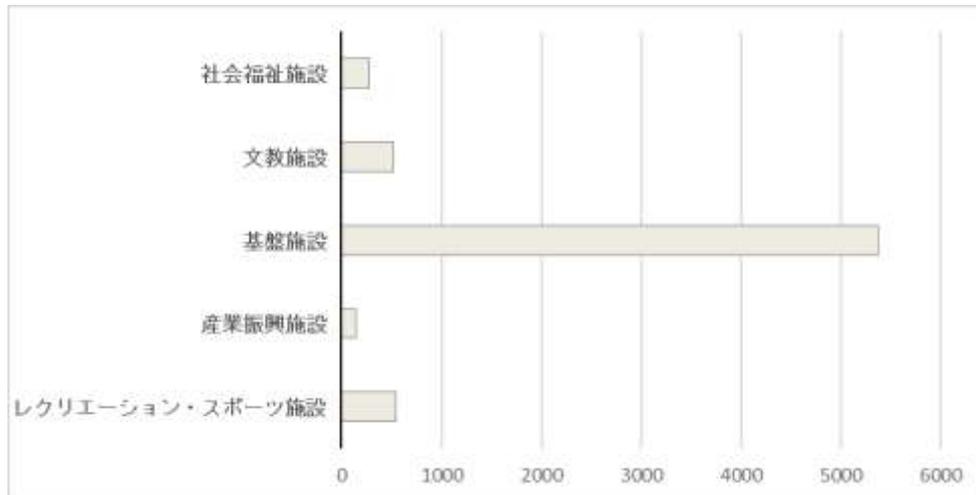
上記の内訳について、都道府県が指定管理者制度を活用している施設については図表 2-3-16

<sup>12</sup> 内閣府ウェブサイト「PPP/PFI とは」による。

<sup>13</sup> 総務省「指定管理者制度の運用について」による。

のとおりである。

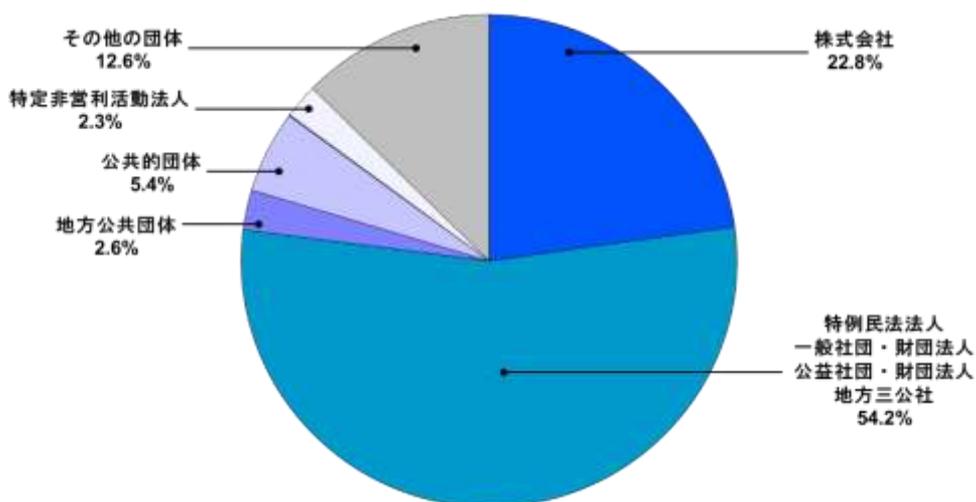
図表 2-3-16 指定管理者制度を活用している施設の内容の内訳  
(全国、都道府県からの指定)



(出典) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果 (2019年5月17日公表)」を基に当研究所にて作成

圧倒的に多いのが公園や公営住宅といった基盤施設となっている。先の調査では指定管理者となっている団体の種別についても調査しており、その割合は図表 2-3-17 のとおりである。

図表 2-3-17 指定管理者の種別比率 (全国、都道府県からの指定)

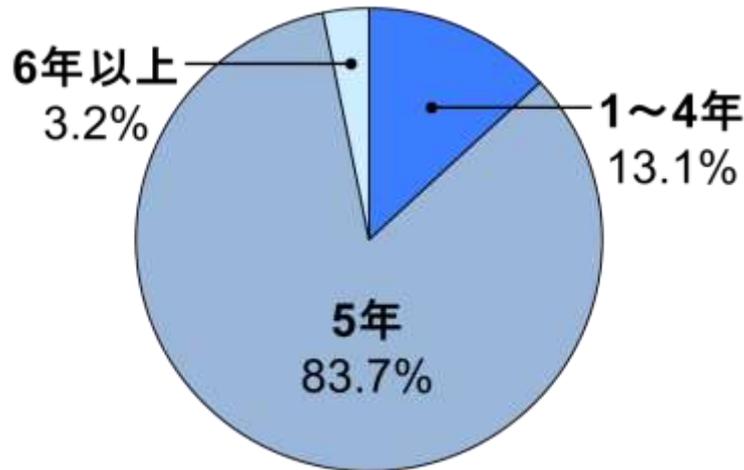


(出典) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果 (2019年5月17日公表)」を基に当研究所にて作成

最も多い特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社が 54.2% となっており、次いで株式会社が 22.8% となっている。また、指定管理者として複数団体がコンソーシアムを組成し、共同企業体のような体制のもと代行することも可能である。

民間企業のノウハウを活用できるなど、地域における施設の存続に有効な手段であると考えられる指定管理者制度であるが、管理・運営の代行期間が限定されることは契約の定期的な点検につながる一方、その期間が短ければ短いほど長期的な視点に立った管理・運営が難しくなる恐れがある。図表 2-3-18 は、全国の都道府県における公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果のうち、指定期間の割合について示したものである。

図表 2-3-18 指定期間の比率（全国，都道府県からの指定）



（出典）総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（2019年5月17日公表）」を基に当研究所にて作成

8割以上が5年の指定管理期間の契約であり、6年以上のものはわずか3%程度となっていることがわかる。本業の事業が別に存在しない場合、契約の更新の有無がそのまま施設の管理・運営を代行している団体の存続に影響を与えるため、その団体にとっては十年後、二十年後など長期的な施設の管理・運営のビジョンを描き、各地方公共団体に提言するなどの役割を大きく担うことは比較的難しく、どちらかといえば指定された期間における運営・管理の代行に徹することは想像に難くない。

先ほど述べたとおり、指定管理者として複数の団体がコンソーシアムを組むことも可能であり、例えば建設会社と電気・設備会社が組み、建物そのものの維持・修繕と電気・設備の管理といったそれぞれの強みを生かして運営・管理の代行に当たることも可能であるが、次項では、実際にコンソーシアムを組んで和歌山県の競技施設の運営・管理を行っている指定管理者の事例を紹介する。

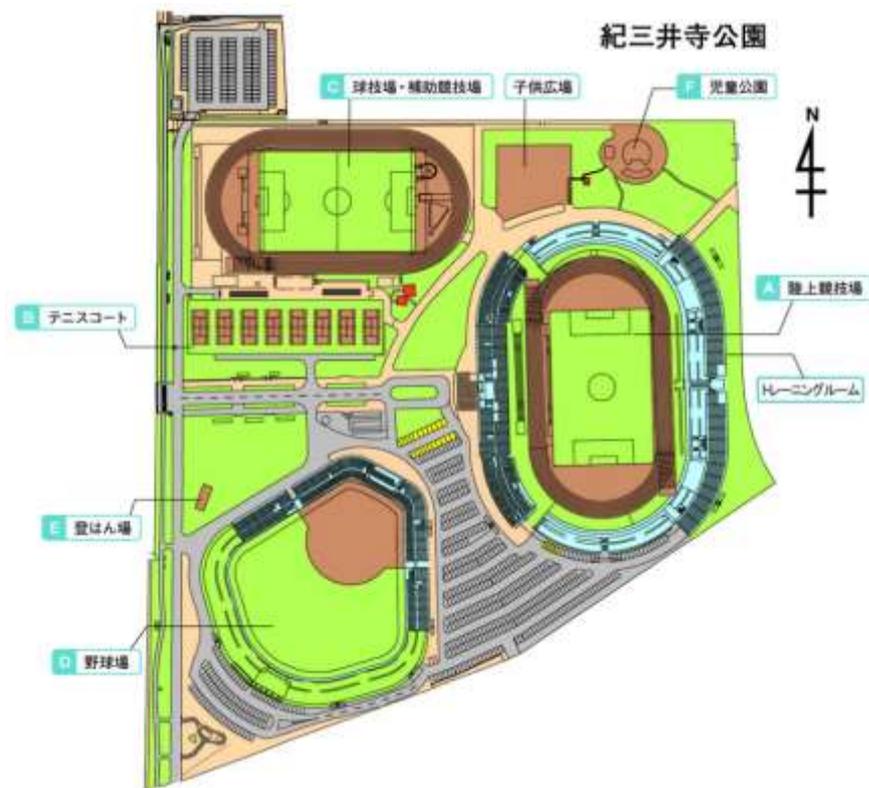
### (2) 指定管理者制度の事例紹介と建設業の役割

和歌山県にある紀三井寺公園は、陸上競技場や野球場、テニスコートといった運動施設を有する公園で、「紀の国はまゆう」という、近畿電設工業株式会社・弘安建設株式会社・日本体育施設株式会社・特定非営利活動法人はまゆう JAPAN により形成されたコンソーシアムが指定管理者制度により、運営・管理の代行を行っている。特に、陸上競技場は2015年の第70回国民体育大会（国体）でも使われた第一種公認陸上競技場（CLASS-2<sup>14</sup>）で、和歌山県随一の陸上競技場であり、過去には世界陸上の海外チーム合宿地として受け入れた実績があり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの直前合宿も予定されている。さらに、野球場は全国高等学校野球選手権大会和歌山大会が開催される会場であり、約13,200席を誇る大型のものである。全国的に見て指定管理者におけるコンソーシアムとしては2団体から成るものが多く、紀の国はまゆうのように4団体からなるものは比較的少ないが、代行内容は複数種類の競技場の運営・管理や広大な芝生の保全、建物の維持・修繕及び電気・設備の管理と多岐に渡ることから、それぞれの分野の強みをうまく生かすために同コンソーシアムが組まれたとのことであった。本調査研究においては、弘安建設株式会社と紀の国はまゆうに取材を行い、本指定管理者業務の概要や今後の展開について伺ったほか、現地視察を行い運営・管理の現況の調査を行った。

弘安建設株式会社は1954年に設立された和歌山県和歌山市にある建設会社であり、和歌山県より紀の国はまゆうが指定管理者に選ばれ、2011年に運営・管理の代行を始めた当初から参画している。先述のとおり、紀三井寺公園の陸上競技場は和歌山県で唯一となる第一種陸上競技場であるほか、全国高等学校野球選手権大会和歌山大会が開催される野球場を有していることから、同じ地域で事業を展開している建設会社として地域の活性化に貢献できると考えたほか、コンソーシアムに参画しスポーツ施設の運営・管理の知見を集積していくことが、本業の土木・建築事業以外の収益の道筋を見つける手立てになるのではないかと考え、参画したとの話であった。指定管理者制度においては施設の運営・管理の委託料のほかに施設の利用料などが収入の柱となっており、一部の大規模大会の開催では、一般利用が制限されることもあるが、施設利用の拡大や和歌山県の各スポーツ分野における競技力向上に貢献するために自主事業として、大会の協賛や費用の面で協力することもあるとの話であった。例えば、2015年の国体で紀三井寺公園の競技場が使用された際には、国体出場候補選手の施設の利用料を指定管理者側で負担するなどの形で協賛した。この施設利用料についても、一般の方に気軽に利用してもらえるよう、和歌山県の条例ではできる限り低く設定されており、また「県民の施設」というコンセプトに沿うよう、大会開催時などを除いて、季節に関わらずできるだけ施設を開放しているほか、駐車場に関しても無料となっているとのことであった。

<sup>14</sup> 国際陸上競技連盟（IAAF）公認大会の開催が可能。

図表 2-3-19 紀三井寺公園の全体図



(出典) 紀の国はまゆう提供資料

図表 2-3-20 紀三井寺公園の陸上競技場



当研究所による撮影 (2019年11月)

紀の国はまゆうでは運営・管理の実務面に関して、より詳しいお話を伺うことができた。指定管理者制度では施設の運営・管理について幅広い裁量が認められており、例えば紀三井寺公園ではテニススクールやエクササイズ教室といった競技場施設を活用したレッスンのほか、手話教室など幅広い自主事業を行っている。各施設の利用料についても、収益性の追求よりも県民の方になるべく利用してもらう機会を持ってもらうことを重視し、手頃な料金に設定されているとのことであった。突発的な災害が起きたときなどは自前で緊急修繕をすることもあり、2019年10月の台風19号により公園内の陸上競技場でも一部被害を受けた箇所があったが、その補修の一部は管理者の持ち出しにより賄ったとのことであった。競技場という施設の性質上、他の指定管理施設と比べ、支出面においてはグラウンドの維持管理費や照明に必要な高圧電源等の光熱費が比較的高い割合を占めているのではないかとの話も伺った。

図表 2-3-21 紀三井寺公園の施設利用料金表（一部抜粋）

種別	利用区分及び利用料												個人練習 (1人2時間)
	専用利用											個人練習 (1時間 当たり)	
	9時から 12時	13時 から 17時	9時 から 17時	17時半 から 19時	19時 から 21時	17時半 から 21時	13時 か い 19時	9時 から 19時	13時 から 21時	9時 から 21時	供用時間 外(1時間 当たり)		
陸上競技場 (専用利用)	一般	8,880円	14,820円	24,200円	6,530円	8,710円	15,240円	21,040円	30,780円	29,760円	35,560円	2,960円	240
	児童及び生徒	4,840円	7,260円	12,100円	3,270円	4,360円	7,630円	10,520円	15,370円	14,890円	17,760円	1,480円	120
球技場 補助競技場	一般	3,680円	5,500円	8,130円	1,380円			7,490円	11,110円			1,110円	240
	児童及び生徒	1,870円	2,750円	4,510円	690円			3,710円	5,470円			540円	120
庭球場 (1面につき)	一般	1時間につき 850円+照明代840円(30分カードは420円) (照明時間は時間によって変更します)											
	児童及び生徒	1時間につき 420円+照明代840円(30分カードは420円) (照明時間は時間によって変更します)											
野球場	産業野球	10,880円	18,150円	29,040円	8,800円	9,090円	16,830円	24,960円	35,840円	34,030円	44,920円	3,740円	
	社会人野球	4,070円	6,820円	10,890円	2,560円	3,420円	5,980円	9,370円	13,440円	12,800円	16,870円	1,410円	
	学生野球	2,750円	4,070円	6,930円	1,520円	2,040円	3,560円	5,580円	8,440円	7,630円	10,490円	870円	

(出典) 紀の国はまゆう提供資料

実際に紀三井寺公園の陸上競技場や野球場といった施設は地元の人たちに利用される機会が多い。本調査研究の取材は2019年11月に行ったが、その時点で翌月12月の施設利用予約が多数入っていた。陸上競技場は土曜日や日曜日に利用予約が入っていない日は全くなく、平日も地元の小学校や中学校の予約が入っており、地元の方に広く利用されている様子を伺うことができた。競技施設の建物内を除く他の公園施設内は誰でも自由に出入りできるようになっており、地元の子どもたちや親子連れの方が遊んでいたほか、年配の方が散歩をしているなど、地元の方が多く利用されている姿が印象的であった。公園内には電気自動車の普通充電設備が備わっているほか、図表2-3-22のように園内では太陽光パネルが設置されている。その他、点検等で園内を巡回する際に乗る園内用自動車には電気自動車が配備されているなど、環境面での配慮もなされている。

図表 2-3-22 公園内の遊歩道と太陽光発電パネル（左）及び電気自動車（右）

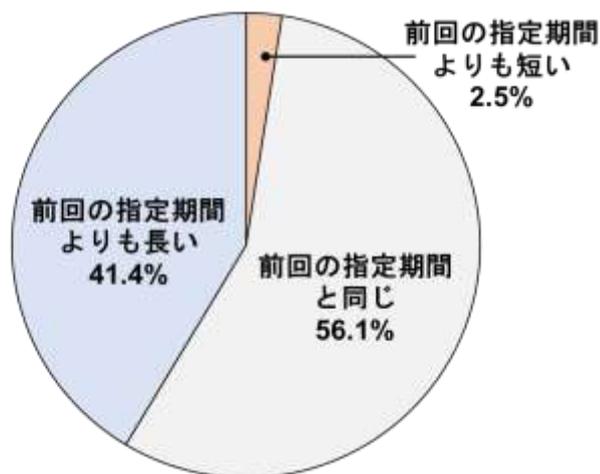


当研究所による撮影（2019年11月）

紀三井寺公園の指定管理についての現委託については、2019年4月より3年間となっており、前回の指定期間と同じであるが、指定期間については各地方自治体が施設毎に毎回見直しは行っており、指定期間の変更がなされる場合もある。図表 2-3-23 に示すのは、都道府県が指定管理者制度で委託している施設のうち、初回の指定を除いた施設の指定期間変更の内訳についてまとめたグラフである。4割以上の施設において指定期間が前回よりも長くなっていることから、一見全国的に指定管理施設の委託更新の際にある程度の割合で指定期間を長くしているように見受けられるが、実際は各都道府県により相当なばらつきがあり、前回より指定期間を長くする施設がほとんどない、もしくは0というところもある。指定管理者に委託されている団体による施設の運営・管理のノウハウの蓄積、継承にスポットを当てれば、指定期間が長い方が人員も集まりやすい面がある。一方、指定期間の長期化は委託契約の大型化を意味するため、地域の建設業といった団体に代わり、より規模の大きな会社等の団体による参入の検討につながりうる。

図表 2-3-23 指定期間変更の内訳

(全国、都道府県からの指定、「今回が1回目の指定」を除く)



(出典) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(2019年5月17日公表)」を基に当研究所にて作成

施設の維持・管理は地域の活性化に欠かせないものであるため、建設企業単体での参入は難しくとも、他の団体と協力することで指定管理の代行は十分可能であると考えられる。実際、紀三井寺公園の管理はコンソーシアムを組む4団体の協力により成り立っているが、委託元の和歌山県の話によると、窓口はひとつであるため、複数団体で組まれたコンソーシアムであるからといって1団体で施設の運営・管理を行っている指定管理者と比べ特に業務上手間が増えると感じることなどはないとの話であった。また、施設の利用者からの評価も高く、例えばテニスコートを夜間に利用できるようになったほか、先述のとおりレッスンも企画されるなどといった点で利便性も向上している。

PFIや指定管理者制度については、ノウハウをどのように生かし公共サービスが向上したかといった面や、あるいはサービスの質がどう向上したかといった面からその効果について論じられることが多いが、どちらの手法や制度も地域活性化のためのひとつの手立てでもある。建設業の側から見ても、他団体と協業し、PFIや指定管理者制度に参画する中で施設の運営・管理といった本業である施工とは異なる分野においてノウハウを蓄積することは、本業の幅の広がりにつながりうる。人口構造の変化等で今後ますます施設の運営・管理のあり方について見直される可能性がある中で、地域活性化の一助となると思われる。

## おわりに

2010年を底に、建設投資は回復基調に転じたが、地域によっては一層高齢化が進み、災害や気象変動により地場産業が打撃を受けるなど、停滞が続いているところもあり、地域建設企業の経営の見通しについては、依然として厳しい見方が残っている。地方再生は国にとっての喫緊の課題であり、その意味では、地域建設企業の果たす役割に着目した、さらなる支援をしていくことも重要である。

建設企業は、地域インフラの巡回点検・維持補修業務や、災害発生時の緊急対応、冬季の除雪作業など、地域に暮らす人々の生活を支える「地域の守り手」として、また、農業などと同様に地元雇用の受け皿として重要な役割を担っている。建設企業の新分野進出が地場産業の復興を促すとともに、多角化による自身の経営の安定を果たせば、それが地域活性化の一端を担うものとして、地域社会と地域建設企業の双方にとって重要な解となる。

現実には、限られた投資余力を、地場産業の掘り起こしのような、ある程度期間を必要とする事業に振り向けていくのは容易ではない。しかし、本節で紹介した企業等には、自らの将来と地域の将来を重ね合わせるとともに、地に足の着いた試みを着々と積み重ねてきた努力がみてとれる。今後もこうした積極的かつ地道な取組が、建設企業の経営の安定と地域の活性化につながることを期待される。